

一橋大学 21 世紀 COE プロジェクト「現代経済システムの規範的評価と社会的選択」
(COE/RES)・経済研究所経済制度研究センター
大株主・役員情報データベース利用規定

平成 20 年 3 月 31 日制定

(目的)

第 1 条 この規定は、一橋大学 21 世紀 COE プロジェクト「現代経済システムの規範的評価と社会的選択」及び一橋大学経済研究所経済制度研究センター（以下「制度センター」という）の大株主・役員情報データベースの利用について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規定において、「大株主・役員情報データベース」（以下「本データベース」という）とは、本学において作成された、有価証券報告書等に基づいて戦後日本の上場企業の大株主情報と役員情報をデジタルデータ化した媒体および関連する情報システムのことをいう。

(利用者の範囲)

第 3 条 本データベースを利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本学の教職員および学生
- (2) 学術研究及び調査研究を目的とする学外者
- (3) その他、制度センター主任が特に認めた者

(利用の申請)

第 4 条 本データベースを利用しようとする者は、所定の利用申請書により、制度センター主任に利用の承認を求めるものとする。

(利用の承認)

第 5 条 制度センター主任は、前条の申請について適当と認めたときには、これを承認し、利用者 ID 及びパスワードを与えるものとする。

(利用の期間)

第 6 条 利用者が本データベースを利用できる期間は、原則として、前条の規定による承認の日から当該年度の末日までとする。

(利用にあたっての遵守事項)

第 7 条 利用者は、本データベースの利用にあたって、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者 ID 及びパスワードを第三者に利用させないこと。
- (2) 学術研究及び調査研究の目的以外に本データベースを使用しないこと。

- (3) 営利を目的とする利用を行わないこと。
- (4) プライバシーを侵害しないこと。
- (5) 本データベースのデータやプログラムの一部または全部を改ざん、変更または破壊しないこと。
- (6) 本データベースのデータを第三者に譲渡・配布・転送しないこと。
- (7) 本データベースを利用して何らかの成果（学術論文等）が得られた場合には、その成果の公表にあたって、本データベースを利用したことを明記するとともに、成果物を一部、制度センターを通じて一橋大学に寄贈すること。

(利用者、第三者間の紛争等)

第8条 制度センターは、本データベースの利用に関し、利用者と第三者との間に紛争が生じても、それに関して一切の責任を負わない。

(利用資格の取り消し等)

第9条 制度センター主任は、第7条の規定に違反した利用者に対して、本データベースの利用の承認を取り消し、利用を停止することができる。

(報告書の提出)

第10条 制度センター主任は、本データベースの利用者に対して、利用の結果又は経過の報告を随時求めることができる。

(届出)

第11条 利用者は、次の各号に掲げる事項に該当する事由が生じたときには、速やかに制度センター主任に届け出なければならない。

- (1) 本データベースの利用を中止するとき。
- (2) 利用申請書の記載事項に変更が生じたとき。
- (3) 利用者ID又はパスワードを紛失したとき。

(免責事項)

第12条 制度センターは、本データベースの利用から発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害について、一切の責任を負わない。

(データの保証)

第13条 制度センターは、本データベースのデータの完全性と正確性に関していかなる保証も行わない。

(変更)

第14条 制度センターは任意に本データベースの改訂・拡充を行うことができる。その場合、本規定の各条項は改訂・拡充後のデータベースに適用される。また、制度センターは、必要と認めるときには、利用者に対して事前の通知を行うことなく、本規定の条項を変更し、又は新たな条項を追加することができる。

附則

この規定は、平成 20 年 3 月 31 日から施行する。